

飯塚市立病院売店等運営業務プロポーザル実施要領

1. 目的

飯塚市立病院を訪れる患者やその家族をはじめ、病院内で働く職員を含めたすべての病院利用者に対する、質の高いサービスの提供及び利便性の向上を目的として、病院内の売店等の安定した運営ができる事業者をプロポーザル方式により選定するものである。

2. 業務の概要

業務の概要については次のとおりとし、詳細については、別紙「飯塚市立病院売店等運営業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(1) 業務名 飯塚市立病院売店等運営業務

(2) 業務内容 売店・食堂・理髪店の管理運営、自動販売機・コイン式ランドリー等の設置及び管理

(3) 業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3. 病院の概要

(1) 名称 飯塚市立病院

(2) 所在地 飯塚市弁分633番地1

(3) 病床数 一般病床250床

(4) 診療科 17診療科

(5) 外来診療日及び受付時間

・通常外来 月曜日から金曜日(12月29日から1月3日を除く) 午前8:20~11:30

・救急外来 毎日 24時間

(6) 面会時間 毎日原則 午後1:00~7:00

※ただし、院内や周辺地域の感染状況により変更の可能性あり。

(7) 経営形態等

① 経営形態 利用料金制による指定管理者制度

② 指定管理者 公益社団法人 地域医療振興協会

③ 指定管理期間 平成20年4月1日から令和20年3月31日まで

(8) 職員数(令和7年3月31日 現在)

病院職員(非常勤職員・臨時職員含む) 443人

委託業者職員 約80人

(9) 患者数(令和6年度実績)

入院患者数(1日平均) 193.4人

外来患者数(1日平均) 344.0人 ※入院中外来を除く

(10) 施設概要

① 診療棟(8階建)

② リハビリ棟(2階建)

うち 食堂(キッチン等含む) 131.194m²、理髪店 46.596m²、売店(倉庫含む) 90.8m²

③ 管理棟(5階建)

4. 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次の項に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき、破産手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- ⑤ 国、地方公共団体から指名停止期間中でないこと。
- ⑥ 国税、都道府県税、市区町村税に滞納がないこと。
- ⑦ 過去 5 年の間に医療法第 1 条の 5 に規定する病院内において売店、食堂、理髪店のいずれかの店舗を 1 年以上運営した実績があり、また、これらの運営事業について過去 1 年間に食品衛生法等の関係法令や、理容師法等の関係法令に基づく行政処分を受けていないこと。
- ⑧ 飯塚市暴力団排除条例（平成 22 年 3 月 29 日飯塚市条例第 5 号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団への利益の供与等、当該条例に違反する行為がないこと。
- ⑨ フランチャイズの本部または加盟店の参加も可能とするが、どちらも上記①から⑧までのすべてに該当すること。なお、フランチャイズ本部がフランチャイズ契約等に基づき第三者に運営を任せる場合における最終責任は、フランチャイズ本部にあるものとする。また、フランチャイズ加盟店が参加する場合、フランチャイズ本部が飯塚市立病院内にフランチャイズ店を出店することを承認した関係書類を提出すること。

5. 現地確認

参加者が企画提案書を作成するために現地を確認する必要がある場合は、市立病院の会計課に現地確認希望の旨連絡し、日時を打ち合わせのうえ実施すること。

その際、病院の業務及び売店等の営業に支障が生じないよう配慮し、必要最低限の人員により短時間で行うこと。病院職員及び売店等の責任者の指示に従い、万が一トラブル等が発生した場合は、参加者の責任において解決すること。

現地確認連絡先 ・・・ 飯塚市立病院 会計課（TEL：0948-22-2980）

6. 質問の受付及び回答

（1）質問の受付

質問票（様式第 6 号）を電子メールにより提出すること。

- ① 受付期限 令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 5 時 00 分
- ② 提出先アドレス kigyoukanri@city.iizuka.lg.jp

（2）質問に対する回答

令和 7 年 11 月 21 日（金）までに本市のホームページで質問者名を伏せて掲載する。

7. 参加表明書及び企画提案書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び企画提案書に必要書類を添えて提出すること。その場合、①～③と⑨の様式、及び⑪の表紙については本市ホームページよりダウンロードして入手すること。なお、飯塚市の名簿登載者については、⑦～⑩は提出不要とする。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 事業者概要書（様式第2号）
- ③ 業務実績調書（様式第3号）
- ④ 財務諸表（決算のもので直近から3年分）
- ⑤ 業務実施にあたり必要となる資格・免許等の写し
- ⑥ 事業者パンフレット等（任意）
- ⑦ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）・・・3か月以内に発行したもの（写し可）
- ⑧ 国税及び地方税の納税証明書
・・・未納が無いことを確認できるもので、3か月以内に発行したもの（写し可）
- ⑨ 役員等名簿及び照会承諾書（様式第4号）
- ⑩ 印鑑証明書（原本）・・・3か月以内に発行したもの
- ⑪ 企画提案書・・・様式第5号を表紙として使用すること

※ 表紙以外の企画提案書は事業者の任意の様式により作成するものとするが、「9. 審査基準及び配点」にある内容について盛り込むこと。

(2) 提出部数

- ・①～④、⑪ ・・・ 原本1部・副本9部 計10部
- ・⑤～⑩ ・・・ 原本1部のみ

(3) 提出期限 令和7年12月5日（金）午後5時00分（必着）

ただし、持参する場合は開庁日の午前8時30分から午後5時00分までの受付とする。

また、郵送する場合は受取日時及び配達済を証明できる方法によるものとし、郵送事故等について飯塚市は責を負わない。

(4) 提出先 「14. 担当部署」と同じ

(5) 提出方法 持参又は郵送

(6) その他

- ① 副本は原本の複写で可とするが、事業者名に黒塗りをする等、提案者について推察できる情報を一切記載しないこと。
- ② 原本・副本のいずれもA4縦型のフラットファイルに左綴じすること。（A3については二つ折り後に折り返し）

8. 審査方法

審査は、飯塚市立病院管理運営協議会売店等運営事業者選定専門部会（以下「選定部会」という。）において、次のとおり実施する。

(1) 第1次審査

- ① 提出書類の書面審査により「9. 審査基準及び配点」に基づいた採点を事務局が行い、3者を上限として第2次審査を実施させる者を選定する。

- ② 審査結果については、「10. スケジュール」とおりに第1次審査通過者のみに電話により連絡し、後日書面により参加者全員に通知する。

(2) 第2次審査

- ① 企画提案書の内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行い、「9. 審査基準及び配点」に基づき選定部会委員が採点し、その得点の合計が最高得点の提案者を運営事業者として選定する。なお、最高得点同数が2者以上ある場合は、当該得点同数者によりくじ引きを行い、順位を決定するものとする。
- ② 実施する日程等については、別途該当者に通知する。
- ③ 当日はプレゼンテーション20分程度、ヒアリング10分程度で実施する予定とする。
- ④ 審査結果については、参加者全員に書面により通知する。

9. 審査基準及び配点

項目		内容	配点	
事業者	1次		2次	
事業者	経営状況	安定した経営状況か	5点	—
事業者	業務実績	病院での運営実績	20点	—
提案内容	業務引継	店舗の営業開始までの空白期間 営業開始準備のスケジュール 営業開始までの利用者への配慮（商品提供方法等） 自動販売機設置までの期間 開店準備に係る工事等の影響の周囲への配慮・対策 (騒音・リハビリ棟への出入り等)	10点	15点
		売上に対する一定割合の賃借料への加算	5点	—
		独自サービスの提案	—	5点
売店	運営体制	運営方針 営業日・営業時間 主な取扱商品及びその価格設定 キャッシュレス対応 商品のリクエスト等への対応・苦情処理方法 衛生管理・感染症対策 事故防止対策・事故発生時の対応 障がい者等への配慮を含む店内のレイアウト	10点	35点
		従業員体制 従業員の配置・研修 緊急時の病院との連絡体制	10点	5点
		危機管理 災害発生時の業務継続体制 大規模災害時の病院への協力体制等	—	5点
食堂	運営体制	運営方針 営業日・営業時間 主なメニューの構成及びその価格設定		

食堂	運営体制	キャッシュレス対応 メニューのリクエスト等への対応・苦情処理方法 衛生管理・感染症対策 事故防止対策・事故発生時の対応 障がい者等への配慮を含む店内のレイアウト	10点	35点
	従業員体制	従業員の配置・研修 緊急時の病院との連絡体制	10点	5点
	危機管理	災害発生時の業務の継続体制 大規模災害時の病院への協力体制等	—	5点
理髪店	運営体制	運営方針 営業日・営業時間 主なメニュー及びその価格設定 キャッシュレス対応 衛生管理・感染症対策 事故防止対策・事故発生時の対応	10点	25点
	従業員体制	従業員の配置・研修 緊急時等の病院との連絡体制	10点	5点
自動販売機等	運営体制	運営方針 自動販売機の種類（飲料水・食品・医療衛生材料等） 自動販売機の台数及びその価格設定 コイン式ランドリー（洗濯機・乾燥機）の台数 公衆電話の台数 キャッシュレス対応 リクエスト等への対応・苦情処理方法 維持管理（商品補充・ゴミ箱設置） 障がい者等への配慮	40点	15点
	危機管理	災害発生時の対応と病院への協力体制等	—	5点
合 計			140点	160点
総 合 計			300点	

10. スケジュール

- ① 公募開始 令和7年10月31日（金）
- ② 参加表明書及び企画提案書に関する質問票提出期限 令和7年11月14日（金）午後5時00分
- ③ 参加表明書及び企画提案書に関する質問票への回答 令和7年11月21日（金）
- ④ 参加表明書及び企画提案書提出期限 令和7年12月5日（金）午後5時00分
- ⑤ 第1次審査及び選定の決定 令和7年12月中旬予定
- ⑥ 第1次審査結果の通知 令和7年12月中旬予定
- ⑦ 第2次審査及び選定の決定 令和7年12月下旬予定
- ⑧ 第2次審査結果の通知 令和7年12月下旬予定

※ 日程については変更する場合があります。

1 1. 失格事項

- 次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。
- (1) 選定部会委員に直接、間接を問わず、接触をした、または試みた場合
 - (2) 参加資格要件を満たさなくなった、または満たさないことが判明した場合
 - (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - (4) 提出方法、提出期限等に適合しない場合
 - (5) 提出書類において虚偽の記載があると判明した場合
 - (6) プрезентーションを正当な理由なく欠席した場合

1 2. 契約手続き

飯塚市企業局行政財産規程（平成18年飯塚市企業管理規程第10号）に基づき飯塚市公有財産管理規則（平成18年飯塚市規則第63号）を準用し、規則第21条の2に基づく行政財産の貸付を行うため、受託候補者として選定された事業者より行政財産の使用申請書の提出を受けた後、賃貸借契約書を事業者と飯塚市企業管理者とで締結する。

1 3. その他留意事項

- (1) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等にかかる費用については、参加者の負担とする。
- (3) 1者につき1提案とする。
- (4) 応募者が1者のみの場合でも、選定部会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、返却しない。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、最適任者を特定する以外には提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、選定・特定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (8) 提出された参加表明書及び企画提案書等については、飯塚市情報公開条例（平成18年飯塚市条例第10号）に規定する情報公開の対象となる。
- (9) 参加表明書及び企画提案書等の提出後は、記載された内容の変更及び追加書類の提出を認めない。
- (10) 参加表明書及び企画提案書等の作成のために飯塚市より受領した資料は、飯塚市の了解なく公表、使用してはならない。

1 4. 担当部署

飯塚市 企業局 企業管理課

〒820-8605 福岡県飯塚市忠隈523番地

TEL 0948-96-8696

FAX 0948-29-8772

E-mail kigyoukanri@city.iizuka.lg.jp